

平成22年6月28日

意見書

独立行政法人科学技術振興機構
理事長 北澤宏一 殿

監事 齋藤 公彦 ㊟

監事 大塚 陸毅 ㊟

独立行政法人通則法第19条第4項および第5項の規定に基づき、独立行政法人科学技術振興機構の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの平成21事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分または損失の処理に関する書類（案）、附属明細書）、事業報告書及び決算報告書について監査を実施しました。その結果につき以下の通り報告いたします。

監査の結果

- (1) 財務諸表は、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠し、独立行政法人科学技術振興機構の財政状況、運営状況キャッシュ・フローの状況並びに行政サービス実施コストの状況を適正に示しているものと認めます。
- (2) 事業報告書は、独立行政法人科学技術振興機構の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益の処分または損失の処理に関する書類（案）は、指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 財務諸表、事業報告書及び決算報告書に重大な影響を与える不正及び誤謬並びに違法行為は認められません。
- (6) 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上